

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 5年 1月 6日

青森県知事
三村 申吾 殿

青森県むつ市大畑町新町8-4
大畑町商工会 会長 越後林 達巳

青森県むつ市中央1丁目8-1
むつ市長 宮下 宗一郎

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 光谷 拓

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：むつ市防災マップ)

むつ市の洪水防災マップには、「災害から身を守るために必要な情報」と「洪水による浸水想定区域を示した地図」が掲載されている。洪水浸水想定区域は大畑中心部を流れる大畑川付近全体に及び、新町、中島、湊村、松ノ木地区は3.0m～5.0m未満、湯坂下、高橋川、小目名地区は5.0m以上、それ以外の大畑川付近町内でも0.5m～3.0m未満の浸水想定区域となっている。

※この浸水は1000年に1度の降雨、大畑川流域で24時間総雨量408mmを想定

(土砂災害：むつ市防災マップ)

土砂災害防災マップには、集中豪雨などによって「山崩れ・がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれがある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊区域に指定されている箇所が多数示されている。当地区では、八幡湯坂地区及び筒万坂、庚申堂地区、木野部から赤川村間、孫次郎間から二枚橋間、高橋川地区、小目名村地区と広範囲にわたって急傾斜地の崩壊による特別警戒区域に指定されている。

(地震：J-SHIS)

J-SHIS 地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、むつ市大畑町においては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%とされている。

(津波：むつ市防災マップ)

津波防災マップには、青森県が様々なモデルを検討した上で想定される最大震度6強を想定した地震により発生する津波の影響開始時間、第一波到達時間、最大波到達時間をそれぞれの地域毎に想定し、各地域避難所や避難方向、最大浸水想定区域が示されている。

当地区においては、海岸線すべての地区及び大畑川、正津川付近の地区で津波の到達が予想され最大で正津川漁港で10.6m、木野部漁港9.3m、大畑漁港8.5m、赤川海岸8.5mの浸水となっている。

※津波到達にかかる想定時間は日本海溝（三陸・日高沖）モデル

(モーメントマグニチュード：9.1)

(その他)

令和3年8月の台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、むつ市大畑町及び風間浦村に大きな被害もたらされた。大畑町では土砂災害や内水氾濫が発生し、住宅や店舗の床上浸水、事業所への大量の泥水が流れ込むなど大きな被害を受けた。また、大畑町赤川にある国道279号線小赤川橋の崩落により1か月以上にわたり一般車両の通行制限や地域住民の生活や事業活動に甚大な被害を与えた。当会が行った事業所における被害調査の結果、店舗及び工場、倉庫、車両等の被害が26事業所に及び、その被害総額は1億2千万円超であることが分かった。1年以上経過した現在でも、通常通りの事業活動を行うことが出来ない事業所もまだ数件ある。

(感染症)

新型コロナウイルスについては、感染症が市民にまん延し、市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、市内の事業所における感染症対策の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、「むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例」を制定している。また、当市ではワクチンの大規模接種を実施し、市民の感染防止及び感染による重症化リスクの軽減に注力している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 262 事業所
- ・小規模事業者数 246 事業所

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	51	48	地域内に広く分散している
	製造業	25	22	地域内に広く分散している
	卸売業・小売業	72	65	地域内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	26	26	地域内に広く分散している
	サービス業	65	64	地域内に広く分散している
	その他	23	21	

令和4年4月1日現在（商工会基幹システム）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・各種防災計画の策定、防災マップの作成配布、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・事業者の感染症対策の取組に対する助言・サポート

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・マスク、消毒液、ペーパータオル等の衛生品の備蓄

II 課題

現状では、自然災害等の発生による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出させないルール作り、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する事などが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後、速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また、域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ むつ市地域防災計画及びむつ市新型インフルエンザ等対策行動計画と本計画の整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 大畑町商工会事業継続計画を作成（令和4年度作成）

3) 関係団体等の連携

- ・ 青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険(株)、ジブラルタ生命保険(株)に専門家の派遣を依頼し、当会の担当区域内事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催する。また、損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ むつ市事業継続力強化支援協議会（構成員：大畑町商工会、むつ市川内町商工会、むつ商工会議所、むつ市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡手段の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・ 訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・ 訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認したうえで当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。域外から通勤している職員もあることから、職員自身の目視で命の危険を感じる状況では出勤せず、職員自身が安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・むつ市地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

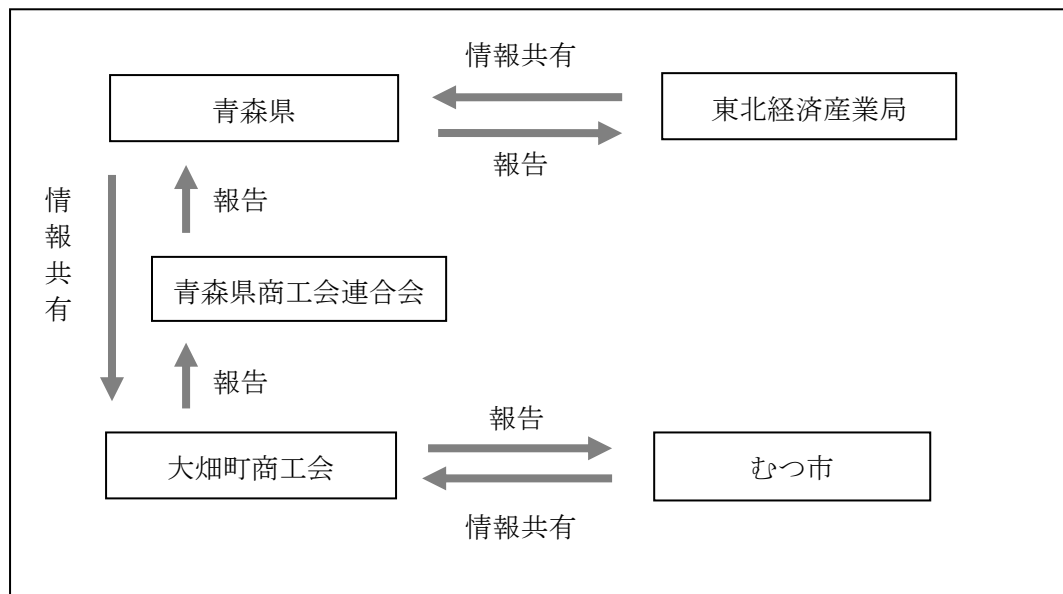
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発生後～1 週間	1 日に 3 回（9 時、13 時、16 時）共有する。
1 週間～2 週間	1 日に 2 回（9 時、16 時）共有する。
2 週間～1 か月	1 日に 1 回（9 時）共有する。
1 か月～解除まで	2 日に 1 回（9 時）共有する。

- ・当市で取りまとめた「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は国・県の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・当会は当市と協議の上、安全が確認された場所において相談窓口を設置する。（設置場所候補：大畑町商工会館、むつ市大畑庁舎（原則大畑町商工会館に設置））
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、広域連携協定を締結しているむつ市川内町商工会のほか、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。